



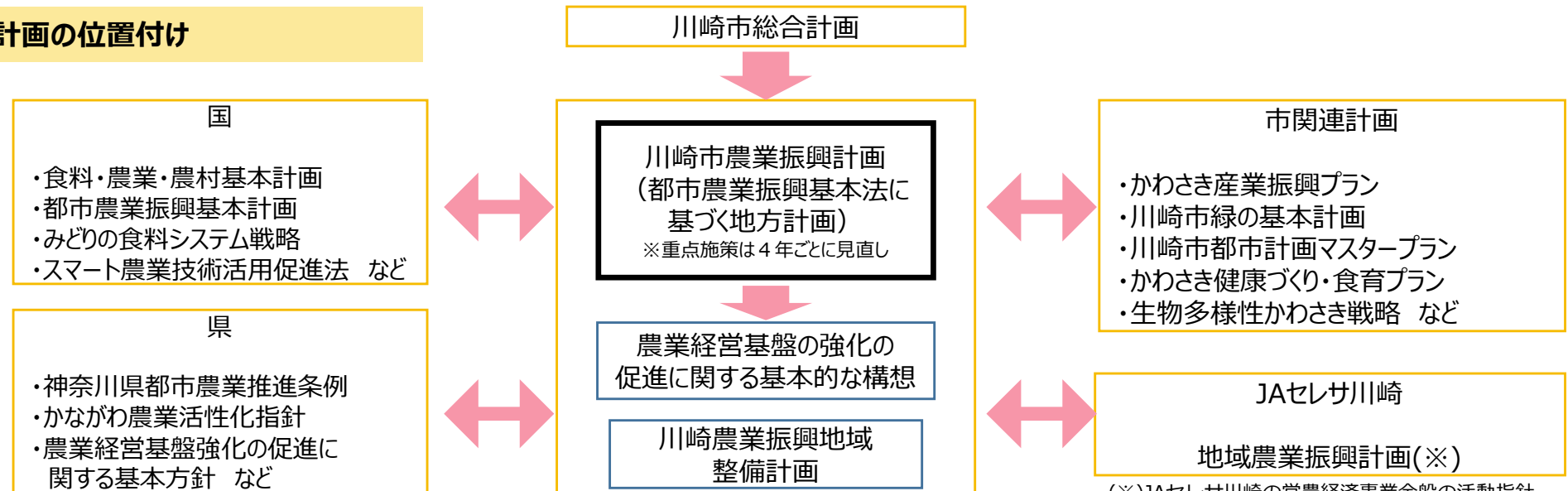
1 計画の策定にあたって (1) 計画策定の趣旨・計画期間・計画の位置付け

1. 本市では、平成28(2016)年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきました。前計画は、概ね10年間を計画期間としてきましたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していきます。
2. 本計画の期間は、市総合計画と同様に、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。
3. 本計画は、上位計画である「川崎市総合計画」や市関連計画である「かわさき産業振興プラン」、「川崎市緑の基本計画」などと整合を図りながら、農業分野の施策の方向性と具体的な取組を定めます。
4. 平成27(2015)年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画として位置付けています。
5. 計画の推進にあたっては、県の「かながわ農業活性化指針」、JAセレサ川崎の「地域農業振興計画」と連携を図ります。

計画策定の趣旨・計画期間

- ① 平成20(2008)年の大型農産物直売所「セレスモス（麻生店）」開設、平成24(2012)年の明治大学黒川農場開場による地域連携など、市内農業の活性化が期待される新たな動きが生じていた平成28(2016)年に「川崎市農業振興計画」を策定しました。
- ② しかしながら、この間も農地や農業者数の減少傾向は継続し、原油高や為替変動などによる農業資材の高騰のほか、温暖化等の気候変動や食に対する不安の拡大など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっています。
- ③ こうした課題に危機感を持って対応し、持続可能な農業を実現するとともに、都市農業の持つ多面的な機能を発揮することにより市民生活の豊かさを提供し続けるためには、現状や課題を踏まえた新たな計画の策定が必要です。
- ④ 令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。

計画の位置付け





1 計画の策定にあたって (2) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業は多摩川の豊かな自然の恵み等を受けて発展してきましたが、戦後の都市化の進展等により、農地・農業者の減少が続いています。
2. 一大消費地に近いメリットを活かし、多様な農業経営がなされており、販売方法は、消費者への直接販売が多くを占めています。

沿革

- ① 江戸時代には、多摩川の豊かな水利を活かした二ヶ領用水を開削し、約2,000haの水田が開墾されました。「多摩川梨」は、江戸時代から栽培が始まり、大正時代には関東の一大産地となりました。宮前区馬絹は、江戸時代から全国有数のハナモモの産地です。
- ② 明治時代以降、野菜の生産が増加しました。高津区久末地区では、大正5年から農産物品評会を開催し、100年以上にわたり継続されています。
- ③ 戦後の昭和30年代前半（1955～60年頃）までは多くの農地が存在していましたが、高度経済成長期以降、都市化の急速な進展により、農地や山林が商業地や宅地に転用され、生活環境が大きく変化しました。都市化の進展などによる営農環境の悪化や、相続税への対応に伴い、市内の農地・山林、農業者が減少しました。
- ④ 現在は、農業への意欲や先祖から続く農地を残していきたいとの思いを持つ農業者などの営農活動により市北西部を中心に農地等が維持されています。



多摩川梨



ハナモモ

特色

- ① 露地・施設野菜、果実、花き、畜産物など多様な農産物を生産しています。
- ② 一大消費地に近く、消費者ニーズに的確に応える農業が展開されてきた結果、栽培品目等が多様化してきました。
- ③ 生産・販売は、個別の農業者やグループで完結し、少量多品目生産での直売が多くを占めています。
- ④ なし・メロン・ぶどう・シクラメンなどは、贈答用の宅配や直売が中心です。
- ⑤ JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」での販売や、市場への出荷、スーパー等の小売店への独自販路の開拓も盛んです。
- ⑥ 栽培指導等を行う川崎市農業技術支援センターを多摩区菅仙谷に設置しています。昭和34(1959)年に園芸技術普及農場山地果樹試験地として設置し、平成20(2008)年に現在の形に更新しました。



セレサモス麻生店〔平成20(2008)年オープン〕



セレサモス宮前店〔平成27(2015)年オープン〕



トマト（施設栽培）



1 計画の策定にあたって (2) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業・農地は、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業の理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献しています。
2. 農業者の中には町内会・自治会や様々な行事などにおける地域の担い手となる方もいるなど、行政の重要なパートナーとしても欠かせない存在です。
3. 多面的な機能を有する農地は、農業者の責任感とたゆまない努力によって維持されています。

本市農地の持つ
多面的な機能

災害時の防災空間

火災の延焼防止や、大震災時の一時避難場所となる役割



環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水のかん養・生物の保護等に資する役割



市民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割



農業者が担う様々な役割

町内会・自治会での活動など

地域で長く生活していることから、町内会・自治会や消防団等で活動したり、役職を担う方も存在します。また、草刈りや山道の管理などといった地域の環境の維持も担っています。



地域行事

農業者の協力の下、農地を活用した芋掘り体験など様々な地域行事が催されています。





2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」

「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

健全な農業経営の推進等に向けて、農業者の育成を進め、認定農業者(※)の経営体数や農地貸借面積の増加、減農薬や適正な施肥につながる環境保全型農業の導入による差別化等を通じて、農業経営が改善しているほか、新規参入者の就農が実現しています。

(※)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は 概ね次のとおり (年間農業所得：1 個別経営体当たり650～750万円程度／年間労働時間：主たる従事者1人 当たり1,800～2,000時間程度)

農業収入の向上

認定農業者等の意欲ある農業者への農地マッチングの推進や、生産性・収益性の向上、経営安定化に向けた農業用施設・機械導入補助の活用や、援農ボランティアの育成等を実施しました。

＜成果等＞

・認定農業者の経営体数	目標 令和2(2020)年度 38経営体、令和7(2025)年度 50経営体	⇒ 実績 令和6(2024)年度 57経営体
・認定農業者等を対象とした (設備等導入)助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計27件(3件/年)	⇒ 実績 同期間の累計 35件
・利用権(※)の設定面積	目標 令和6(2024)年度 9.7ha	⇒ 実績 令和6(2024)年度 13.2ha
・農業者等を対象とした施設整備・ 機械等の導入助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計36件(4件/年)	⇒ 実績 同期間の累計47件
・援農ボランティアの育成人数	目標 令和6(2024)年 累計176人	⇒ 実績 令和6(2024)年度 累計172人

(※)農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと

(経済労働局都市農業振興センター調べ)

制度を活用した農業者の事例

立川農園 (麻生区黒川)

- ・高密度での長期多段栽培を実現。高収量・安定生産が見込めるトマト栽培システムを導入
- ・灌水、温度管理などICTを利用
- ・トマトの売上額が2倍以上増加



Slow Farm (麻生区早野)

- ・早野の休耕田を取得して、イチゴ農園を開設
- ・環境制御装置を完備した施設栽培で省力化
- ・農園内に自社のイチゴ等を使ったスイーツを製造販売する洋菓子店を開設し、廃棄率の少ない農業経営を実現





2 これまでの本市農業施策の取組 (2)「活かす」・「繋ぐ」

「活かす」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農地の保全・活用に向けて、生産緑地(※1)の指定基準を緩和したことや、農地の貸借が安心して行える制度を周知したことで、新たに指定される農地が増加しました。JAセレサ川崎との連携により特定生産緑地(※2)の指定割合が全国平均を上回る約88%となりました。

(※1)都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は 営農義務が生じ、税制面での優遇措置を受けることができる

(※2)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

<成果等>

・新規の生産緑地の指定面積

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 12,000㎡/年 ⇒ 実績 同期間の合計126,295㎡(平均約14,000㎡/年)

・特定生産緑地の指定

平成6(1994)年に指定して30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した割合は88.2%

※国土交通省調査：令和6(2024)年12月末時点：全国73.5%、東京都87%

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



生産緑地

「繋ぐ」 多面的な機能を有する農地の保全・活用 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

市民の農業理解の促進に向けて、JAセレサ川崎と連携しながら農業体験や農産物と触れる機会を創出したことにより、多くの市民の参加を得ました。

<成果等>

・市民が「農」に触れる場としてのイベントの来場者数

目標 令和6(2024)年度 10,000人 ⇒ 実績 同年度 15,000人

・1日農体験「ファーマーズクラブ」参加者の満足度

目標 85～90% ⇒ 実績 平成30(2018)年～令和6(2024)年 すべて100%

・市民農園等の累計面積

目標 令和7(2025)年度 98,000㎡ ⇒ 実績 令和6(2024)年度 120,728㎡

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



花と緑の市民フェア



若手農業者が実施する収穫体験事業



(1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化

1. 国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改正が進んでいます。
2. 持続可能な農業の実現に向けては、環境負荷を低減する農業や先端技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
3. 本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要です。

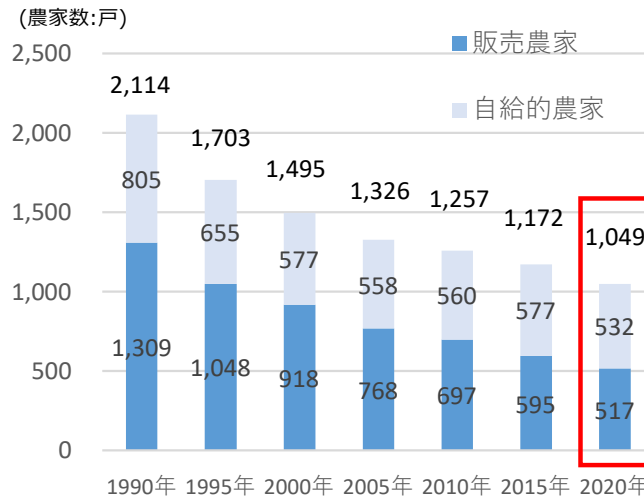
(※)認定農業者：

市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。認定期間は5年間で、期間満了前に計画の見直し（更新）を行います。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり

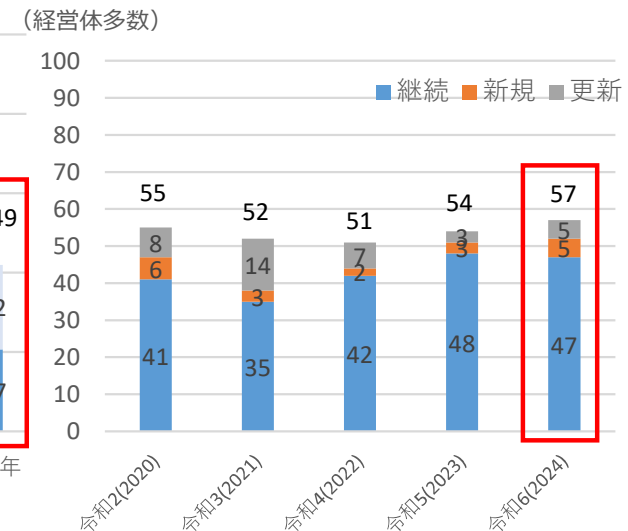
年間農業所得：1個別経営体当たり650～750万円程度

年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

農家数の推移



年度別認定農業者(※)の経営体数



(2) 現状・課題など（農業者）

項目	現状	課題など
農業者数	① 令和2(2020)年2月時点で1,049戸であり、10年間で農家数は208戸（約16%）減少しています。 ② 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。	① 年々減少傾向にあり、担い手の育成・確保が重要です。 ② 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要です。 ③ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりに向けた支援を継続し、市民の農業理解の促進や情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要です。
年齢階層	① 年齢階層別の割合は60歳以上が約85%です。 ② 後継者なしは約30%です。	
新規就農者	近年は、農家以外の出身者である新規参入者も含め、毎年5～10人程度で推移しています。	
認定農業者(※)	① 認定農業者の経営体数は、令和6(2024)年度で57経営体です。 ② 平成26(2014)年度の25経営体から約2倍に増えていますが、近年は横ばいとなっています。	経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要です。
		認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要です。



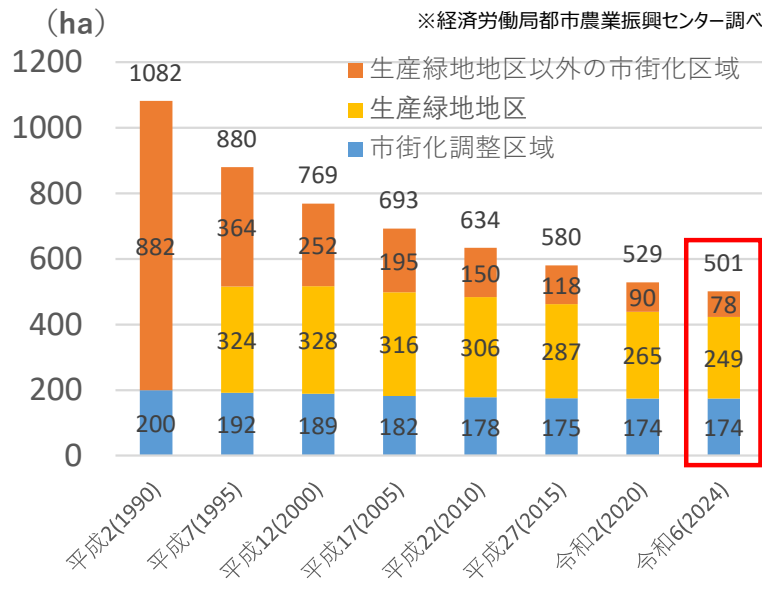
3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

(2) 現状・課題など (農地)

項目	現状	課題など
農地	① 令和6(2024)1月時点で501.2ha(市域の約3.5%)で、30年間で半減しています。近年は減少率が鈍化しています。 (内訳：市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) ② 遊休農地は0.58haで、近年横ばいで推移しています。	① 活用が困難となった農地を意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要です。 ② 遊休農地や違反転用については、農業委員会・県・警察等と連携し、適正化に向けたパトロールを行っています。解決には相応の時間と労力が必要です。
利用権設定面積	農業経営基盤強化促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6(2024)年度は13.2haで、増加傾向です。	
市街化区域の農地	市街化区域のうち、生産緑地は248.9haです。 (市内農地全体の約50%)	2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により、平成6(1994)年に生産緑地に指定して30年が経過した農地の約88%を特定生産緑地に指定しました。
市街化調整区域の農地	市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haです。 (市内農地全体の約21%)	農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、主に麻生区黒川地区で活動する里山援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要です。

都市計画区域別 農地面積の推移

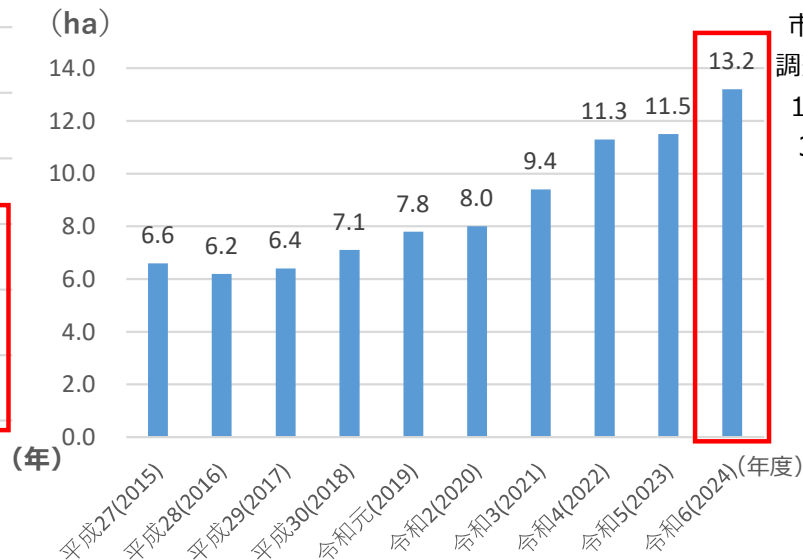
※経済労働局都市農業振興センター調べ



(※)現行の生産緑地制度は平成4(1992)年から指定

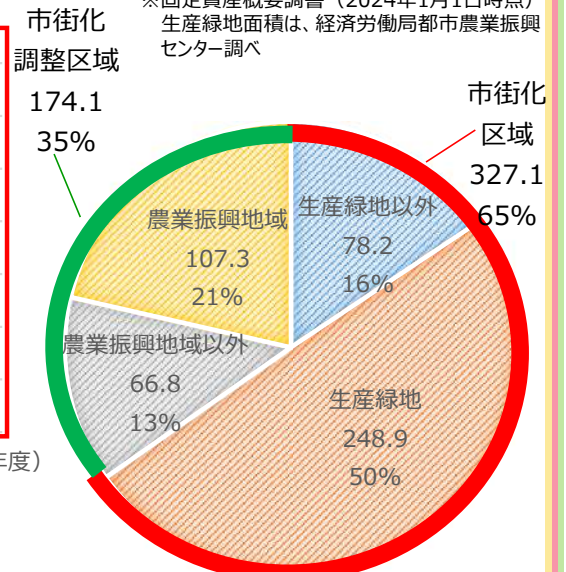
農地貸借(利用権設定)面積の推移

※経済労働局都市農業振興センター調べ



市内総農地面積(501.2ha)の内訳

※固定資産概要調査(2024年1月1日時点)
生産緑地面積は、経済労働局都市農業振興センター調べ



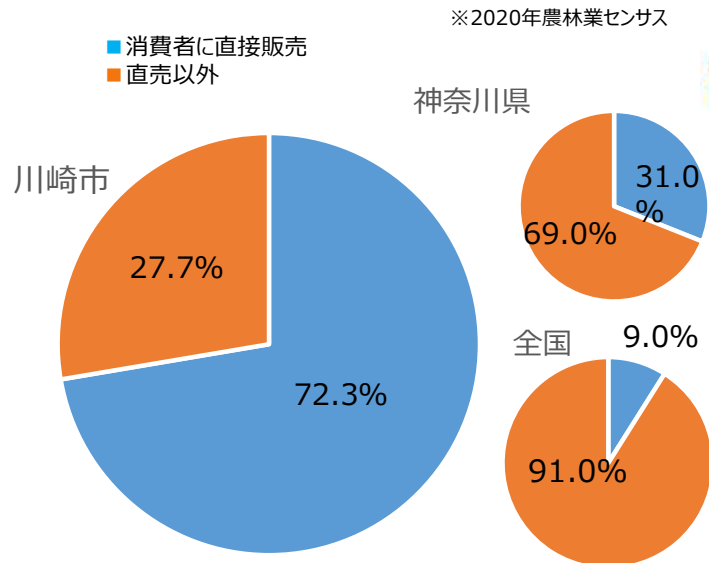


3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

(2) 現状・課題など（営農環境）

項目	現状	課題など
販売先	農産物の主な販売先は、消費地に近接したメリットを活かした消費者への直接販売です。	各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくくなっています。
農業収入	100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下の農業経営体が全体の約8割を占めています。	経営に影響を及ぼすものとして、気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰などが挙げられます。
農業経営	① 農業者1世帯あたりの耕作面積は30 a（※1）未満が5割以上であり、全国平均の3.1ha（※2）と比較して、経営規模は小さいです。 （※1）30a = 3,000㎡ （※2）3.1ha = 31,000㎡、2020年農林業センサスより ② 近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向にあります。	限られた農地のより効率的な活用や農業収入の増加に向けて、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要です。

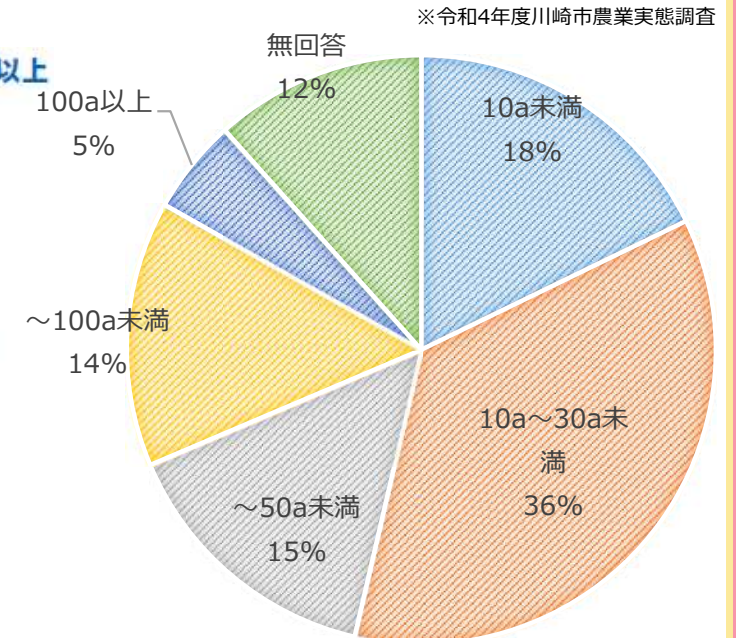
販売の方法（経営体の販売金額1位の出荷先別割合）



農産物販売金額の割合



農家1世帯の耕作面積の規模





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

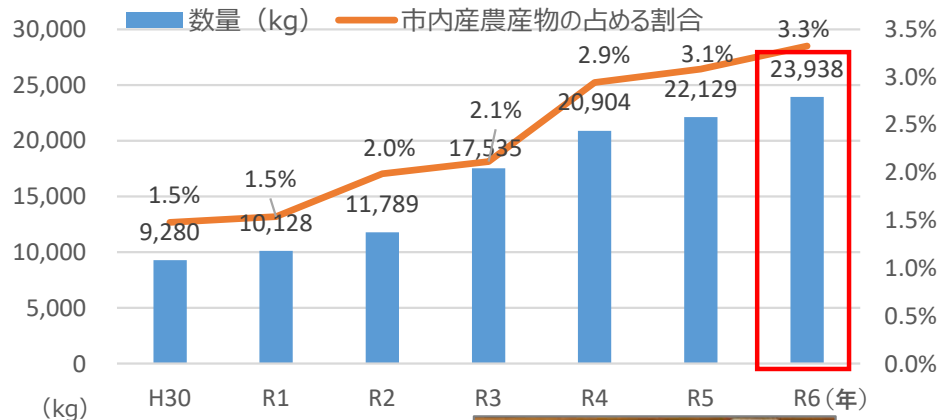
(2) 現状・課題など（地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり）

項目	現状	課題など
市民と農とのつながり	令和6(2024)年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数です。	市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部（川崎・幸区）における市内産農産物に触れる機会の拡充が必要です。
中学校給食	① 平成29(2017)年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供しています。 ② 使用量は、令和6(2024)年時点で約24トンと増加傾向です。	学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続しています。
市民農園等（※）	① 市民農園等(公設・民設)の総面積は、令和6(2024)年度で約12.07haで微増傾向です。 ② 同年度の内訳は公設6,778.09㎡、農家等が開設する民設113,949.66㎡で、民設が約95%を占めています。	市の中部や南部を中心に市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援の継続が必要です。

（※）市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

中学校給食における市内産農産物の利用状況

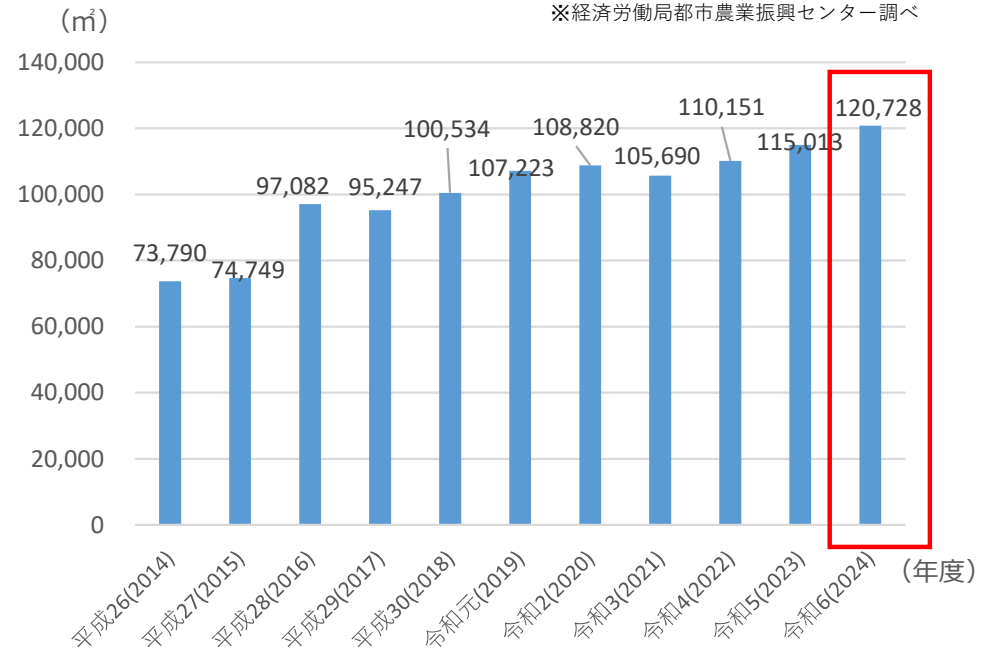
※教育委員会事務局健康給食推進室調べ



かわさきそだちを使った中学校給食
※市内産のたまねぎ、香辛子粉を使用

市民農園等（体験型農園を含む）の面積

※経済労働局都市農業振興センター調べ





4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (1) 基本目標など

本市農業の現状や課題を踏まえ、今後12年間を見据え、これからの本市都市農業のあるべき姿について、次の基本目標、基本方針、基本施策を位置付け、各事業を展開していきます。

(1) 基本目標

- ① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。ここで示す「農」とは産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念を指します。
- ② 本市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、良好な景観形成や生物の生息空間、災害時の一時避難所、農業体験などの教育の場など、市民生活を豊かにする多面的な機能を有しています。
- ③ 急速に進む少子高齢化により、令和12(2030)年には、国民の5人に1人が後期高齢者となることが予測されており、本市農業においても農業者数や農地の減少が加速する恐れがあります。
- ④ こうした状況においても、豊かな農ある都市環境を形成していくために、農業者・市民・JAセレサ川崎等関係機関・行政等が一体となって、本市農業の多面的な機能を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

(2) 基本方針・基本施策

- ① 本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、いかに両者の減少を抑制するかが重要です。
- ② 都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要です。

前計画における施策の成果や、国の農業政策などの社会経済環境の変化、市内農業の現状・課題を踏まえ、持続的な農業を実現していくために必要な「農業経営」「農地保全」「市民との交流・理解」の3つの視点を基本方針とし、基本方針に則した7つの基本施策を右図のとおり整理します。

基本方針

基本施策

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<1>担い手の発掘・育成・確保

<2>農業経営の改善の推進

<3>栽培技術の普及・向上

II 適正な農地の保全・活用の促進

<4>農地の適正利用の維持

<5>地域特性に応じた活性化

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

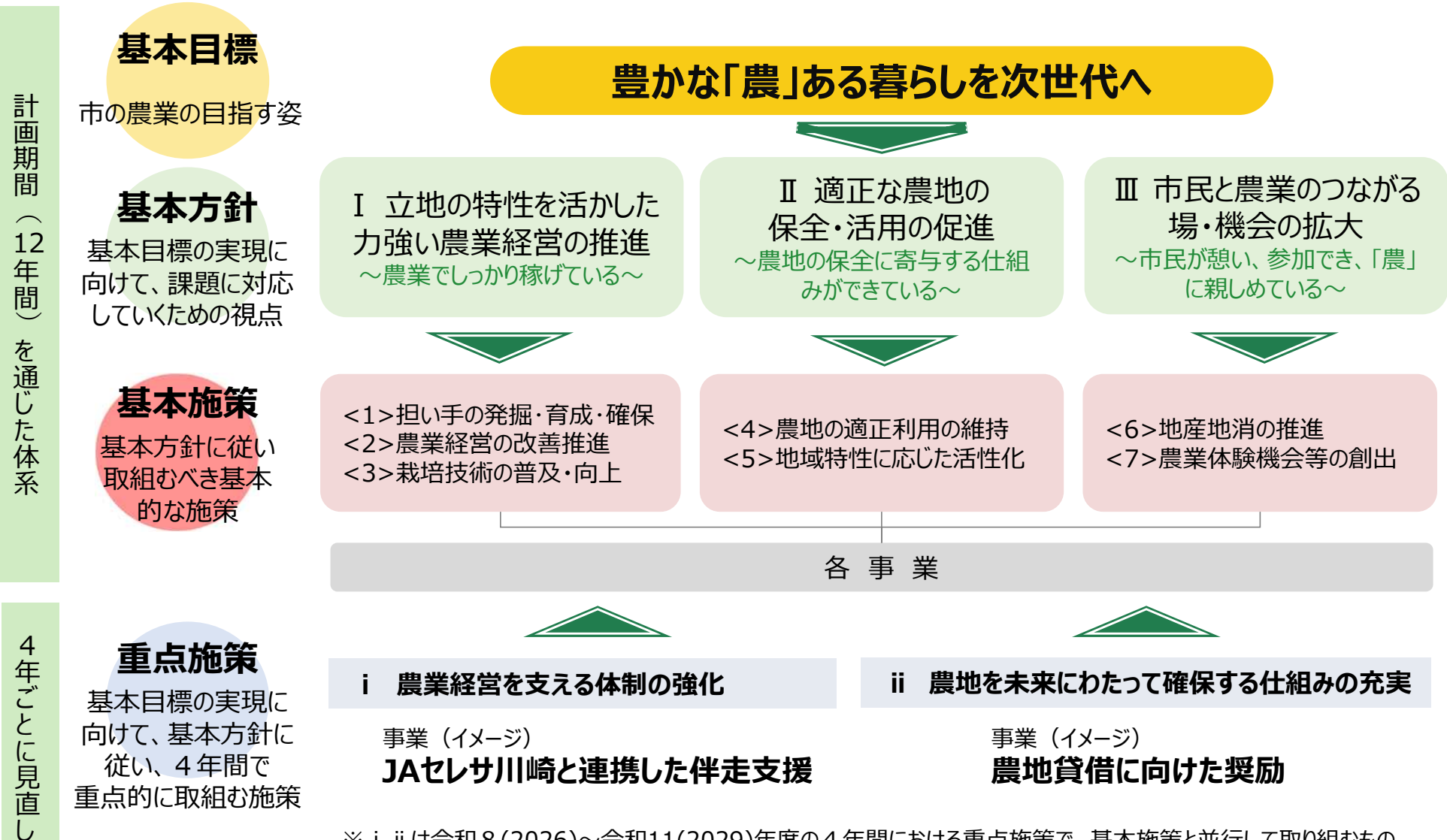
<6>地産地消の推進

<7>農業体験機会等の創出



4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (2) 施策の体系

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置付け、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。



※ i ii は令和8(2026)～令和11(2029)年度の4年間における重点施策で、基本施策と並行して取り組むもの。
取組による成果・評価等に応じて4年ごとに見直しを行います。



5 施策の内容・目標となる指標 (1) 基本方針

農業者数や農地の減少、小規模経営が多数といった本市の現状や国の動向を踏まえ、全体的な課題解決に寄与する共通事項を3つの〈基本方針〉として整理しました。

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

- ① 農業を親から継ごうとしている方、農業収入向上を目指す方、経験の浅い方、初めて農業に携わる方など農業の担い手が活躍することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 新技術の活用・普及を通じて、労働負担の軽減・効率化・生産性の向上により持続可能な農業の実現を目指すとともに、川崎ならではの強み・特徴を活かして、より安定した経営に取り組めるよう経営改善を支援するなど、力強い農業経営の実現を目指します。



麻生区早野の田園風景

II 適正な農地の保全・活用の促進

- ① 農地が持つ多面的な機能の保全に寄与する仕組みづくりや、農地活用の促進を目標とした施策の基本方針です。
- ② 農地は大災害時に一時（いつか）避難場所として機能していること、農地で育まれる緑が市民生活の安らぎに貢献していること、緑が維持されることで環境保全の役割を担っていることなど、農地が担う多面的価値を、市民にわかりやすく伝えていくことを目指します。



麻生区早野の農地

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

- ① 農業者やJAセレサ川崎などの農業関係者のほか、様々な方と連携しながら、農業の魅力を体験できる場など様々な機会を生み出していき、市民の農業への理解を促進することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 料理教室や直売会など、川崎の農を身近に見て、知って、感じることができる機会を通じて、市民と農の距離を近づけていくことを目指します。



市内産農産物を使った料理教室



5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<1>担い手の発掘・育成・確保

<取組方針>

農業者数は年々減少傾向にあり、高齢化や後継者不足の課題も深刻化しているため、新たな担い手の確保や後継者の就農促進などを進めていく必要があります。

主な具体的取組	内容
認定農業者や新規就農希望者に対する支援	担い手の育成・確保のため、地域の農業をけん引する存在である認定農業者の増加に向けた取組や、新規就農希望者に向けた支援等を進めていきます。 認定農業者の増加に向けては、農業収入の向上を目指す販売農家の経営支援を進め、認定農業者の指標となる年間農業所得・労働時間等の農業経営改善計画の達成を目指すための支援を進めていきます。 また、新規参入に向けた農地マッチングや機械・設備等の導入支援など、JAセレサ川崎等と連携しながら取り組みます。 技術面においては農業技術支援センターの取組を通じて支援していきます。
農地マッチングの促進	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげます。

<2>農業経営の改善の推進

<取組方針>

本市の持続的な農業の発展に向け、効果的な農業経営を推進することが望ましく、特に認定農業者等の高い営農意欲を持つ農業者への効果的な経営支援の必要性が高まっています。

主な具体的取組	内容
農業経営支援・技術支援	主に経験の浅い農業者を対象とした農業技術指導の講習会等を通じて、農業収入の向上を志向する農業者等のニーズに応え、持続可能な農業の実現を目指します。 また、税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築による経営支援のほか、関係機関との連携による農業者同士の交流促進などに取り組みます。
新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信	農業収入の向上や労働負担軽減等をより一層推進するため、本市の経営形態に合った新技術（スマート農業等）の導入・普及に取り組みます。



5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上

<取組方針>

近年は気象条件の変化や農業資材の高騰などの社会変動により、営農環境が変化し続けています。こうした変化に対応するための生産性向上に向けた農業技術支援が必要です。



川崎市農技 1 号（かわさきつや菜）

主な具体的取組	内容
農業収入の向上に向けた実証栽培の実施・情報発信	気象条件の変化や社会変動等に対応し、農業収入の向上につながる実証栽培、農業者への指導・情報発信等を行い、技術向上を支援します。
経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施	経験の浅い農業者や新規就農者に対し、関係機関と連携しながら、講習会や技術的な相談・アドバイス等を実施します。
川崎ならではの強み・特徴を活かした品種の普及・保存	長十郎や禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆のように本市において古くから栽培されている品種の普及保存のほか、「川崎市農技 1 号」等の新たな品種の普及や関係機関と連携した新品種の育成等に取り組みます。

【農業技術支援の中核拠点としての農業技術支援センター】

本市の農業技術支援の中核拠点としての役割を担い、農業振興計画に掲げる目標達成のため、「技術指導」「担い手の育成・確保」「品種普及・保存」「情報発信」等の必要な機能を整理し、持続的な農業経営を支援していきます。

現状	農業技術支援センターは、これまで地域特性に合った技術指導・普及や新規就農者支援を通じて、本市農業における技術支援の中核拠点として地域農業の安定と持続的発展に貢献してきました。
課題	今後の技術支援として、気候変動による農産物の生育不良に対応した品種の提案や技術指導、国際情勢の不安定化に伴う肥料、農薬などの高騰に対応するための土壌分析結果を通じた適正な施肥指導などへの対応が求められています。また、築50年を超える管理棟等の応急的な補修が発生しています。
方向性	気象条件の変化、国等の動き、農業者を取り巻く地域環境・営農環境の変化等を踏まえて、各関係者と連携しながら対応することが必要です。
機能更新	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの必要な機能を整理するとともに、整備・運営手法を決定していきます。



5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

II 適正な農地の保全・活用の促進

<4> 農地の適正利用の維持

<取組方針>

農地は減少傾向にあるものの、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて、生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチング等を進めていく必要があります。



農地パトロール

主な具体的取組	内容
生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市街化区域内にある農地等が持つ緑地の役割を評価し、良好な都市環境を作るため、生産緑地制度を活用します。また、近く買取申出期限を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定を推進します。
違反転用防止、農地パトロール	農地パトロールや農地の利用意向調査を実施し、違反転用や遊休農地を未然に防ぐとともに、農業委員会・県・警察と連携し、所有者等に対して粘り強く是正指導を行っていきます。

<5> 地域特性に応じた活性化

<取組方針>

農業振興地域では、まとまりのある農地が存在している一方で、農業従事者の減少や高齢化に伴い、適正な利用が困難となり遊休農地化などの事例も生じているため、引き続き計画を適切に推進することで優良な農地を保全するとともに、地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組が必要です。



早野野菜マーケット

主な具体的取組	内容
農業振興地域での農業者・地域住民と連携したイベント等の開催	JAセレサ川崎が運営する大型直売所「セレサモス」を核にした情報発信、各地域での農業体験、農業者と地域住民等が連携したイベントの実施や、農業者が主催する地域農業の活性化に向けたイベント等の支援など、地域の活性化施策を行います。
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（※）の実現に向けた取組	農業振興地域の3地区（岡上・黒川・早野）における地域での話し合いを通じて、農地の集約化や担い手の確保等に取り組みます。

（※）農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定



5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<6>地産地消の推進

<取組方針>

本市農地の65%が市街化区域内にあり、多くの農地が住宅と近接しているため、農業者は土埃、音、匂いなど周辺環境に配慮して農作業を行っています。また、カラスやアライグマなどによる農産物被害は近年増加傾向にあり、農業者の営農意欲の減退につながることから、地域住民と一体となった農業への理解醸成に向けた取組が必要です。

主な具体的な取組	内容
料理教室の開催、農産物直売会の支援	JAセレサ川崎、市、生産者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や食育活動の実施等を通じて、「かわさきそだち」の魅力に触れる機会を提供し、継続的な購買を促します。 農地が少なく、農業に触れる機会が少ない市南部の住民や転入間もない住民にかわさきの農業の認知度向上を図るため、南部でのPR強化に取り組みます。
JAセレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信	JAセレサ川崎の支店や市が開催する農業イベントをかわさき地産地消推進協議会がとりまとめてSNS等を活用して市民向けにPRするなど、より効率的、効果的なPR手法を模索し、市民の農業理解の深化を図ります。 市民向けに地域を担う農業者の活動や思いを発信し、豊かな農ある暮らしが身近にあることの喚起を促します。

<7>農業体験機会等の創出

<取組方針>

1. 農業体験機会の創出により、市民の農業理解の醸成のほか、農業者が主催する農業体験イベントや、市内で増加傾向にあるイチゴの摘み取り等の観光農園の来園者増加による農業収入の向上、援農ボランティアによる農業者の担い手不足解消、労力負担軽減を図ります。
2. 農業収入の向上や労力負担の軽減が“豊かな「農」ある環境の次世代への継承”につながることから、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等に取り組みます。

主な具体的な取組	内容
農業体験機会の提供	若手農業者団体が実施する収穫体験イベントは、参加者が各農業者と触れ合うことにより、農業理解醸成のほか、各農園の顧客増加につながることから、引き続き取組を進めます。 農業は繁忙期と閑散期の波があり、天候に左右されるため、常時雇用よりも、随時人手を確保可能な仕組みが適しており、各農園の作業を支援する援農ボランティアが欠かせない取組となっていることから、農業者のニーズに沿った農産物の援農ボランティアの育成を継続します。
農業イベントの実施	JAセレサ川崎や庁内関係課、民間事業者等と連携し、効果的なイベントの実施に取り組みます。



5 施策の内容・目標となる指標 (3) 成果指標

1. 次の3項目を成果指標として設定し、施策に取り組んでいきます。それぞれ、「農業経営」「農地確保」「市民との交流・理解」の3つの視点による基本方針と対応しています。
2. 農業者数・農地の減少及び担い手不足の課題への危機感を持った対応として、まず優先して取り組むべき3項目に絞っています。

成果指標

名称	現状	目標値	成果指標設定理由
① 認定農業者の経営体数	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、新たな担い手確保・育成のためには、農業経営の改善・安定化に取り組む農業者数増加の取組が必要であり、その効果として自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた「認定農業者」の経営体数を指標としています。
② 市街化調整区域での農地賃借面積	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)	農地がこの30年間で半減してきており、農地の保全と活用に向けて、農地賃借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地賃借面積（農地法3条の賃貸を除く）の増加を適切な指標としています。
③ 援農ボランティア数	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加を適切な指標としています。 なお、援農ボランティアになるにはかわさきそだち栽培支援講座にて基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行い、講座修了後、修了生で組織する援農者組織へ加入する必要があります。

関連する主な計画

川崎市総合計画
(総務企画局所管)

かわさき産業振興プラン
(経済労働局所管)

川崎市緑の基本計画
(建設緑政局所管)



5 施策の内容・目標となる指標 (4) 主なアウトプット等

川崎市総合計画においては、「基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」に「施策4-1-4 都市農業の振興」を位置付けており、農業施策における主なアウトプット等は次のとおりです。

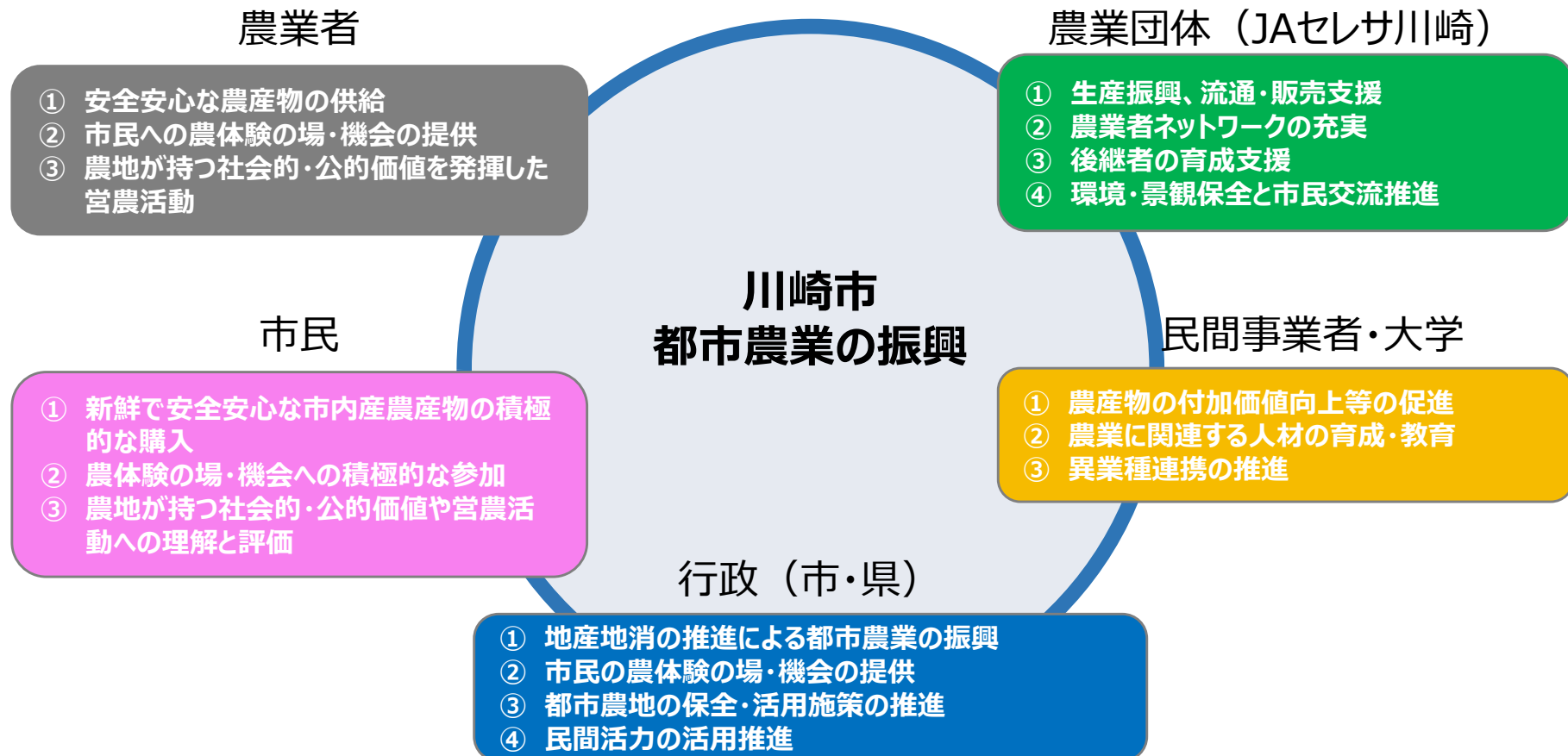
主なアウトプット等

事務事業	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善を目指す販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	① 認定農業者への支援（毎年度） ② 新規就農希望者からの相談対応（毎年度） ③ 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	① 農業者向けの技術指導（毎年度） ② 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度） ③ 施設整備・機械導入等に対する支援（毎年度） ④ 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	① 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度） ② 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	① 生産緑地の指定（毎年度） ② 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） ③ 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） ④ 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組めます。	① 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） ② 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）



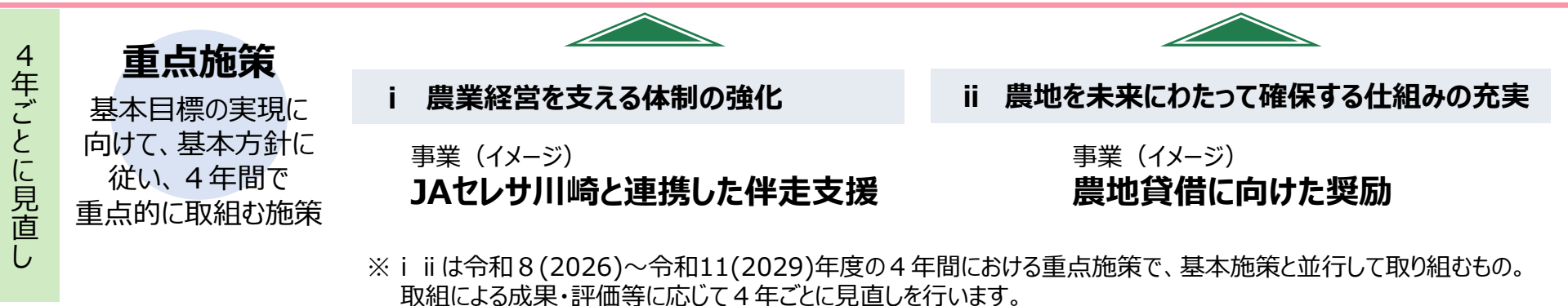
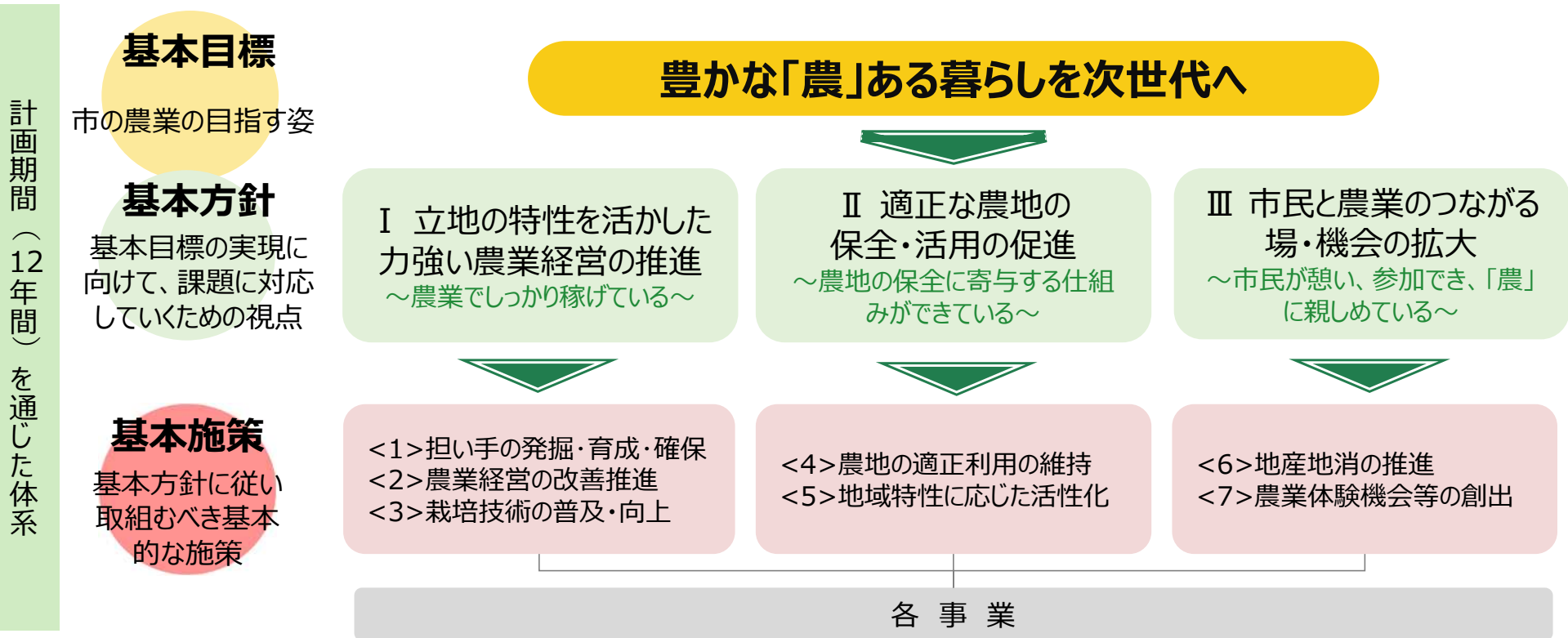
6 本計画の推進体制について

1. 本市の農業を次世代に引き継ぐためには、農業者を含む市民、農業団体、行政等の各関係者が適切に役割分担・協力し合いながら、基本理念や基本方針に沿って、施策を推進する体制を構築していく必要があります。
2. そのため、以下の各関係者等で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」（附属機関）において、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開などについて、調査・審議を行います。
3. 施策をより効果的に実施するためには、多様な主体が集積する本市の強みを活かし、民間事業者や大学等有する農業技術、人材育成に関する知見などを積極的に取り入れることが重要であることから、本計画の推進にあたっては民間活力の活用を検討・推進します。



【別冊】 1 重点施策の概要

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置付け、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。

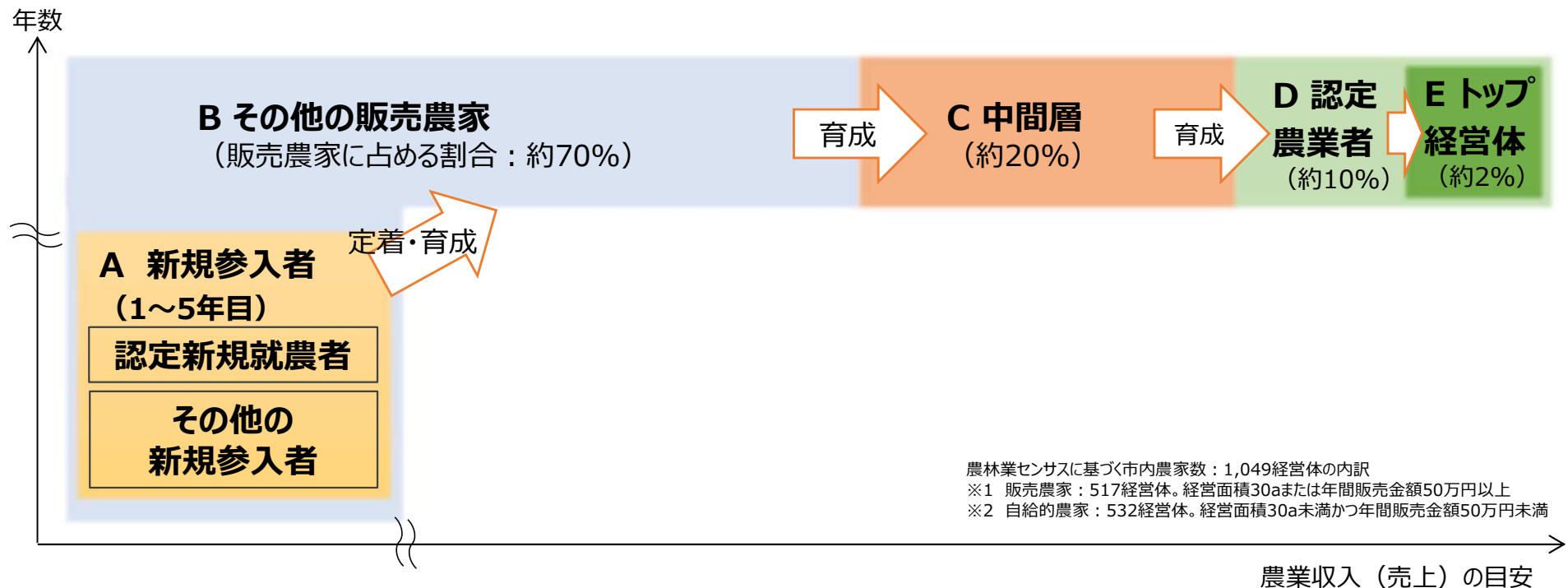


概要

農業経営の拡大を図り、今後の地域農業を担う意欲のある担い手の育成・確保のため、中間層の引き上げを目的に、認定農業者等を対象とした施設整備等への投資を支援する農業経営高度化支援事業を再構成し、次の2点に取り組みます。

- ① 農業経営相談体制の構築
市及びJAセレサ川崎が連携し、中小企業診断士等の専門家を活用した税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築を行います。現在、認定農業者及び認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という）に限っている経営相談をその他の農業者に拡大するとともに、年間を通じて伴走支援を行えるよう通年型の支援モデルを導入します。また、さらなる経営拡大を目指す農業者向けの小規模な農業経営塾を開催し、先進事例の紹介や経営ノウハウの共有を促します。
- ② 農業者向け補助金の統廃合
専門家による経営相談を踏まえた投資が可能となるよう、その他の農業者を対象とした農業生産振興対策事業補助金（農業施設整備事業、農業機械等整備事業）を農業経営高度化支援事業補助金に統合します。併せて、支援内容の見直しを行い、都市化の進展による鳥獣対策や新規就農者の育成、その他の農業者の経営改善の取組など、新たな課題に対応します。

販売農家の支援イメージ



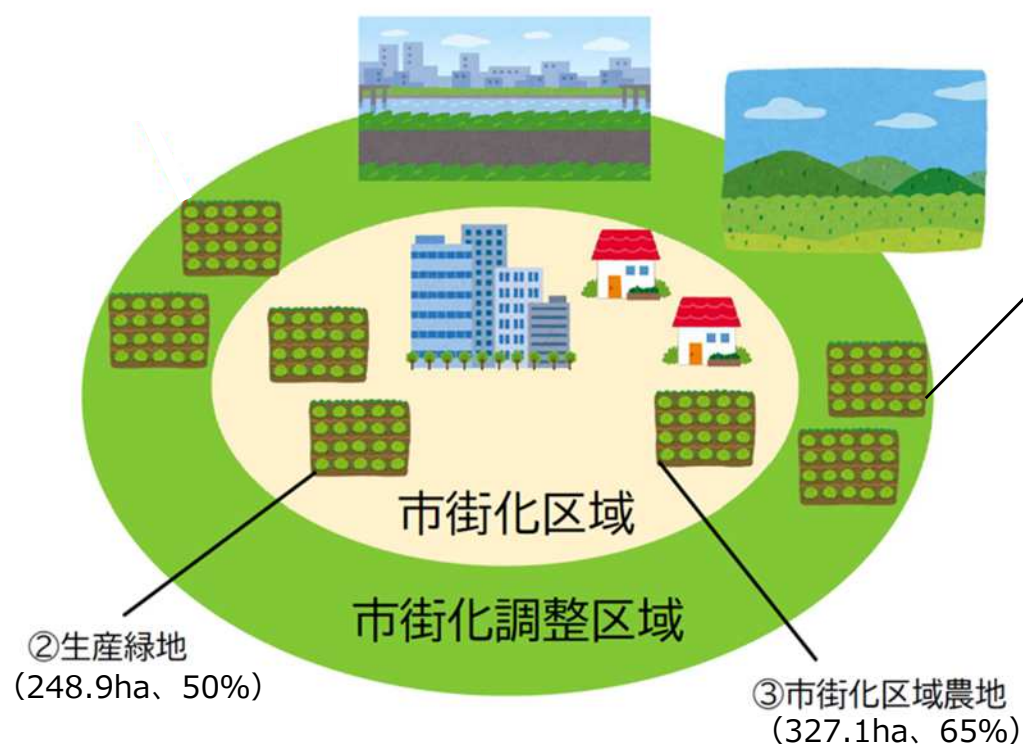
【別冊】 3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

概要

市内農業者の持続的な農業経営を支援するため、市街化調整区域の農地の貸借を次のとおり促進します。

- ① 農地貸借奨励金の新設により、耕作可能な農地の貸借を促します。
- ② 不耕作状態が続いている農地の整地支援を行い、借り手の負担を軽減します。
- ③ JAセレサ川崎や農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携しながら効果的に事業を実施します。

取組のイメージ



農地貸借奨励金や
耕作可能な農地を増やす
整地支援を実施

貸借を促進し、
担い手への農地集積と
農地の保全へつなげていきます